

# 平成27年度「被災者向け農の雇用事業」 (平成28年2月研修開始) 募集要領

全国農業会議所

全国農業会議所では、東日本大震災による被災農業者や新規就農を希望する被災者等を雇用する農業法人等に対して、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための研修に要する経費などを助成する平成27年度「被災者向け農の雇用事業」の参加者を募集します。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成27年11月16日(月)～12月15日(火)までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出してください。

応募の際は以下の要領の具体的な内容にご注意ください。

## I 助成内容

農業法人等が平成23年3月11日以降に雇用した被災農業者や新規就農を希望する被災者に対して、農業生産技術や経営ノウハウなど営農再開後の経営発展や就農に必要な技術を習得させる研修を実施する場合、研修に要する経費の一部を助成します。

### 1 助成対象となる農業法人等

- (1) 市町村が策定する経営再開マスタープランや人・農地プラン(以下「マスタープラン」という。マスタープランの策定については別紙1(7頁)を参照してください。)に位置づけられた被災農業者等を、一時的(3ヶ月以上)に雇用した農業法人等
- (2) 農業経験の少ない(農業就業期間が5年以下)被災者を正規の従業員として雇用した農業法人等

### 2 助成額

農業法人等が雇用した研修生(被災農業者や新規就農を希望する被災者)に対して実施する研修に対する助成です。

研修生1人当たり、月額97,000円または研修生に支払った賃金(月額)のいずれか低い金額が上限で、助成期間は最長24ヶ月間※です。

※今回の募集では、最長24ヶ月の研修計画を承認しての事業採択となります。助成額を決定する通知は、別途予算を措置した上で「助成金交付予算枠確定通知」によって行う予定です。

(助成対象経費)

- ① 農業法人等の指導者が、研修生(被災農業者など)に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費。就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料
- ② 外部講師(先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など)からの指導を受けた際の謝金
- ③ 研修実施及び資格取得に必要な交通費
- ④ 研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分※

※社会保険(厚生年金保険料、健康保険料)の事業主負担分は対象となりません。

### 3 募集期間・助成期間

#### (1) 募集期間

平成27年11月16日(月)～平成27年12月15日(火)

※受付は土日祝日を除く。

※提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。 郵送の場合は、当日必着。

#### (2) 助成期間

平成28年2月から最長で24ヶ月。

#### (3) 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

## II 申請先

### 1 申請先

各都道府県の農業会議(別紙2(9頁))をご覧ください)

※申請する農業法人等の所在地と研修場所が異なる場合は、研修場所が所在する都道府県の農業会議に申請してください。

### 2 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、各都道府県の農業会議窓口、下記のホームページで入手できます。

○ホームページ [【http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original】](http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original)

※検索エンジンで「農の雇用」と検索してください

- ① 申請書類チェックリスト(様式研第1号)
- ② 研修実施計画書(様式研第2号)
- ③ 雇用契約内容確認書(様式研第3号)
- ④ 全部事項証明書(法人経営の場合。提出日より3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 被災農業者に該当する場合は、研修生が位置づけられたマスタープランの写し、又は、申請時までマスタープランが策定されていない等の場合は、次の内容が確認できる書類(策定前のマスタープラン原案、営農意向確認書(参考様式(25頁))など)
  - (ア) 研修生本人が研修後に農業経営を行う(法人の従業員として農業従事する場合等を含む)意向があること
  - (イ) 市町村等において、マスタープランを策定する際に、地域の中心となる経営体として位置づけられるよう検討することが确实であること
- ⑥ 被災農業者に該当する場合は、研修生が被災市町村で農業を行っていたことを証する資料(経営改善計画認定書等)
- ⑦ 新規就農を希望する被災者に該当する場合は、研修生が被災者であることを証する資料の写し(市町村等が発行する被災(罹災)証明書など)
- ⑧ 研修責任者の履歴書
  - ※写真を必ず添付すること。
  - ※提出日までの最新の履歴を記入すること。
- ⑨ 研修責任者の農業経験が5年未満の場合は、研修責任者が認定農業者であることを証する資料の写し
- ⑩ 研修生が事業実施法人等の代表者の親族(3親等以内)の場合は、当該研修生以外の従業員の雇用契約書の写し及び雇用保険への加入を証する資料の写し

- ⑪ 研修生の履歴書
  - ※写真を必ず添付すること。
  - ※提出日までの最新の履歴を記入すること。
- ⑫ 研修生が外国人の場合は在留カードの写し
- ⑬ 就業規則（研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。10人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。）
- ⑭ 個人情報の取扱いに関する同意書

### Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

#### 1 農業法人等の要件

助成の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者等）、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農業サービス事業体であること。なお、「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物（生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。
  - (2) 研修生を雇用し、営農再開後の経営発展又は就農に必要な技術等（作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など）を習得させるための業務に従事させ、実践的な研修（OJT研修）を行い得ること。ただし、新規就農を希望する被災者に該当する研修生は、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術を習得させるための研修を含んでいなければならない。
  - (3) 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者である「研修責任者」を置くこと。研修責任者は、当該農業法人等の役員（経営主本人を含む）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者又は農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）とし、研修期間中に1人の研修責任者が指導できる研修生は本事業及び農の雇用事業で採択した研修生も含めて3人までとする。
  - (4) 研修生が被災農業者に該当する場合は3ヶ月以上の雇用契約、新規就農を希望する被災者に該当する場合は正社員（正規の従業員として雇用期間の定めのない者）として雇用契約を締結し、原則として雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること。
    - なお、労働時間及び雇用保険等の加入については、次のとおりとする。
    - (ア) 1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は35時間以上であること。
    - (イ) 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入に関しては、研修開始後2ヶ月以内に、以下の書類の写しを農業会議に提出することとする。書類が提出されない場合、採択を取り消す。ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合は、その旨を農業会議に報告すること。
- ① 雇用保険提出書類
    - 「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」
  - ② 労働者災害補償保険
    - 「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」又は、労働保険事務組合が発行する加入関係通知（過去に本事業又は農の雇用事業を実施しており、提出している場合は省略できる。）
- (5) 税務署に対して、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出し、届けを証する資料を研

修開始後2ヶ月以内に農業会議に提出すること（過去に本事業又は農の雇用事業を実施しており、提出している場合は省略できる。）。

- (6) 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。
- (7) 研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は、当該事業所を対象とした就業規則を定めていること。
- (8) 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。
- (9) 過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルがすでに是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「法令に違反する等のトラブル」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。
- (10) 本事業において実施する営農再開状況又は就業定着状況の調査について、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に協力すること。
- (11) 研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと。
- (12) 研修生の雇用を理由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした、国による研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。ただし、農漁業者雇用支援事業の実施について（平成23年11月24日付け職発1124第8号、能発1124第2号）に基づく農漁業者雇用支援奨励金についてはこの限りでない。なお、研修開始後に国、地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認する為、予め農業会議に相談すること。
- (13) 本事業及び農の雇用事業において、本会が別途定める規定に抵触する採択の取消又は研修の中止等がないこと。ただし、採択の取消又は研修の中止の理由が研修生側にある場合はこの限りでない。
- (14) 本会又は農業会議から研修実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、事業実施農業法人等は、本会又は農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- (15) 農業法人等の代表者又は研修責任者は、研修指導能力及び雇用管理能力の向上を目的とした指導者養成研修を受講すること。また、研修生が就農を希望する被災者に該当する場合、研修生に研修生向け座学研修を受講させること。

## 2 研修生の要件

助成の対象となる研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 「マスタープランに位置づけられた被災農業者」とは、震災の発生時に、対象市町村（別表（7頁））において営農していた者（その世帯員、構成員、従業員を含む）で、経営再開マスタープラン若しくは人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられまたは位置づけられることが見込まれ、研修終了後に営農（中心経営体の世帯員、構成員の従業員として農業従事する場合等を含む）する意志がある者とする。ただし、震災以前から雇用されていた農業法人等に再び雇用される者を除く。（マスタープランの策定については、別紙1（7頁）を参照してください。）
- (2) 「被災者」とは、以下のいずれかに該当する者とする。
  - (ア) 市町村等から罹災（被災）証明書を受けた者
  - (イ) 震災により離職された者（以下の①から③のいずれにも該当する者）
    - ①震災発生時に東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用地域（東京都を除く。以下「被災地域」という。）において、就業していた者
    - ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない者
    - ③震災により離職を余儀なくされた者

(ウ) 被災地域に居住する者（以下の①及び②のいずれにも該当する者）

①震災後、安定した職業についていない者

②震災により被災地以外に住所または居住を変更している者を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった者を除く

(エ) その他震災の被災者であることを証明できる者

- (3) 新規就農を希望する被災者に該当する場合は、過去の農業就業期間が5年以下で就農意欲を有し、就業に当たり研修実施が必要と認められ、本事業での研修終了後も継続して就農する意思がある者であること。また、農業就業期間とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計とする。なお、農業高校、農業大学校等における修学期間は、就業期間に含めない。
- (4) 震災の発生以降に農業法人等と締結した雇用契約により、採用された者であること。ただし、震災以前から募集開始まで正社員である者を除く。
- (5) 本事業において実施する営農再開状況又は就業定着状況の調査について、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に協力すること。
- (6) 事業実施法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所に採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合はこの限りでない。
- (7) 全国農業会議所又は農業会議から研修実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、研修生は、本会又は農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- (8) 研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。なお、在留資格の確認は、外国人登録証明書の「在留資格」欄により確認するものとする。

#### IV 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、平成28年1月下旬を目途に審査結果を通知します。

#### V 注意事項

**※平成26年度までと助成金の申請方法が変わっていますので、特にご注意下さい。**

- (1) 雇用や研修に関して本事業と重複する他の助成等を受ける場合は対象とならないことがありますので、必ず事前に都道府県農業会議に相談して頂くとともに、研修実施計画書（様式研第2号）の「5その他」欄に事業の内容等を記載してください。
- (2) 採択後、研修責任者及び就農を希望する被災者に該当する研修生は、それぞれ指導者養成研修及び研修生向け座学研修を受講していただきます。受講していただけない場合、原則として採択を取り消します。
- (3) 採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- (4) 助成金の交付は24ヶ月間の研修期間を本会が定める期間に区切り、複数回申請を行う必要があります。申請の度に研修記録簿、助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、研修実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みとしておりますので、研修開始後農業会議が行う現地確認に協力してください。  
助成金交付申請書等の書類が、本会が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。

本募集の採択された場合の助成金交付申請書等の提出時期や助成金額については別紙③「平成27年度（平成28年2月研修開始）募集助成金申請等のスケジュール予定」を参照します。

- (5) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。既に交付した助成金については、別途規定する加算金を付加して返還を求めます。
- ① 著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合。
  - ② 著しく研修の効果が認められない場合。
  - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
  - ④ 農林水産省および全国農業会議所が定める交付条件等に違反したとき。
  - ⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
  - ⑥ 本会が定める期日までに、研修記録簿等助成金の申請に係る資料が提出されない場合。

## VI その他

### 1 求人活動への支援

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国農業会議所（全国新規就農相談センター）のホームページやまち・ひと・しごと創生関連事業で平成27年3月に開設された全国移住ナビのホームページに無料で求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたします。<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/recruit/>より求人票をダウンロードし、必要事項を記載の上、全国農業会議所（[shuunou@nca.or.jp](mailto:shuunou@nca.or.jp)）までお送りいただくか各都道府県の農業会議までご相談ください。

### 2 採用前の事前就業体験への支援

本採用前に試行雇用や就業体験を行うことにより、経営者と就業希望者の双方が農業への適性について確認でき、就業希望者の職場に対する理解も深まり採用した後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、新規就業者が自分の抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。

厚生労働省が実施している「トライアル雇用制度」（月額最大4万円、最長3ヶ月）は、試行雇用した場合の助成制度です。試用雇用期間中に、適性や能力を見極め、その後、常用雇用へ移行することができます。農の雇用事業の活用に接続できますので、是非ご活用ください。

トライアル雇用制度について、詳しくは、[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/trial\\_koyou.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html)をご覧ください。

また、全国農業会議所では、「農業インターンシップ」を実施しており、農業法人等が正社員採用予定者に対して事前に就業体験を実施することを支援しています。正社員採用前の就業体験（1週間～6週間、休日は週2日以内。複数回に分けての実施も可能）を行う農業法人等に対し、体験者の受け入れ1人当たり2万円の助成を行うとともに、体験期間中の傷害保険料を助成していますので、ご活用ください。

農業インターンシップについて、詳しくは、<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/intern/>をご覧ください。

### 3 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入のお願い

農林水産省では、青年就農給付金受給者や農の雇用事業研修生を中心とした青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）でメールマガジンにより情報を配信しています。研修生の皆様は、一農ネットへ加入を是非お願いします。

一農ネットについて、詳しくは、[http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/lnou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/lnou.html)

をご覧ください。

登録（メルマガ登録）は、こちら（<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>）から手続きを行うことができます。「青年新規就農者ネットワークメール（一農ネット便り）にチェックを入れ、【確認】ボタンを押して登録してください。



## (別紙1) マスタープラン (経営再開マスタープラン、人・農地プラン) の策定について

### 1 経営再開マスタープランとは

経営再開マスタープランとは、東日本大震災により農地の流失や冠水等の被害があった市町村が、農業経営の再開及び地域農業の復興を実現するため、地域の中心となる経営体の特定、地域の中心となる経営体と他の経営体との連携のあり方など復興後の地域農業のあり方や、それを実現するために必要な農地集積等の取組を定める計画のことです。

### 2 人・農地プランとは

人・農地プランとは、市町村が、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落・地域における話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体はどこか、地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定める計画のことです。

### 3 マスタープランの策定に向けて

被災農業者を雇用した農業法人等が、「被災者向け農の雇用事業」に申請する際には、研修生が地域の中心となる経営体として位置づけられたマスタープランの写しを添付する必要があります(Ⅲ事業の応募要件 2 研修生の要件(1) (4頁))。マスタープランの作成主体は市町村となりますので、市町村の担当者にお問い合わせいただき、研修生が地域の中心となる経営体として位置づけられたマスタープランの写しをもらうようにして下さい。なお、研修生が後継者や法人の構成員であって、研修生本人が位置づけられない場合は、備考欄に研修生の名前を記載してもらうようにして下さい。

また、マスタープランが申請時点で策定されていないなどの理由で、添付できない場合は、市町村等において検討しているマスタープラン原案の写し、または「営農意向確認書」(参考様式(25頁))を提出して下さい。なお、「営農意向確認書」については、研修生が営農開始後に予定している経営内容を記載し、中心経営体として営農を行おうとする市町村等に提出の上、関係者の印をもらって下さい。

(別表)

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町 白石市
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市 田村市 川俣町 川内村 葛尾村 飯舘村 福島市 伊達市 二本松市 本宮市 桑折町 国見町 大玉村 白河市 西郷村
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市



千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市
-----	---------------------

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」農林水産省「24年産稲の作付に関する方針（平成24年2月28日）」、原子力災害対策特別措置法第20条（平成11年12月17日法律第156号）第3項の規定に基づき設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「旧緊急時避難準備区域」

(別紙2)

「被災者向け農の雇用事業」についてのお問合せ・申請先

農業会議	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)
岩手県	020-0024	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館4階	019-622-5825(直)
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9164(直)
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-860-3540(直)
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(代)
群馬県	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(代)
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048-829-3481(直)
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-222-1703(直)
東京都	190-0023	立川市柴崎町3-5-24 JA東京第2ビル2階	042-525-0780(代)
神奈川県	231-0021	横浜市中区日本大通り5-2 アーバンネット横浜ビル2階	045-201-0895(直)
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 NOSAI 会館内	055-228-6811(直)
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(代)
静岡県	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-255-7934(直)
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(代)
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通1-86 JAバンク県信連第2分室内	025-223-2186(直)
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(直)
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)
福井県	910-0003	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階	026-234-6871(直)
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館2階	075-441-3660(直)
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222(直)
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742-22-1101(代)
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8371(直)
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館1階	082-545-4146(直)
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)
徳島県	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 徳島県林業センター内	088-678-5611(直)
香川県	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-812-0810(代)
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁内	089-943-2800(代)
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)
佐賀県	840-0041	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)
長崎県	850-0861	長崎市江戸町2-1 県庁第3別館2階	095-822-9647(直)
熊本県	862-8570	熊本市水前寺6-18-1 県庁内	096-384-3333(直)
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385(直)
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)

## 別紙②

### 被災者向け農の雇用事業（平成28年2月研修開始）

#### 助成金申請等のスケジュール予定

#### 平成27年度（平成28年2月研修開始）研修日程

事業採択対象期間（最長）	H28. 2. 1～H30. 1. 31（24ヶ月）
--------------	----------------------------

#### 助成金申請スケジュール

助成金申請	助成金申請書提出期日	申請する研修期間	新規就業者に対する研修費	指導者研修費※
1回目	H28.4.28	H28.2.1～H28.3.31 (2ヶ月分)	97千円/×2ヶ月	H28.2.1～ H29.1.31(12ヶ月) の上限36千円
2回目	H29.4.28	H28.4.1～H29.3.31 (12ヶ月分)	97千円/×10ヶ月 97千円/×2ヶ月	
3回目	H30.2.28	H29.4.1～h30.1.31 (10ヶ月分)	97千円/×10ヶ月	H29.2.1～ H30.1.31(12ヶ月) の上限36千円

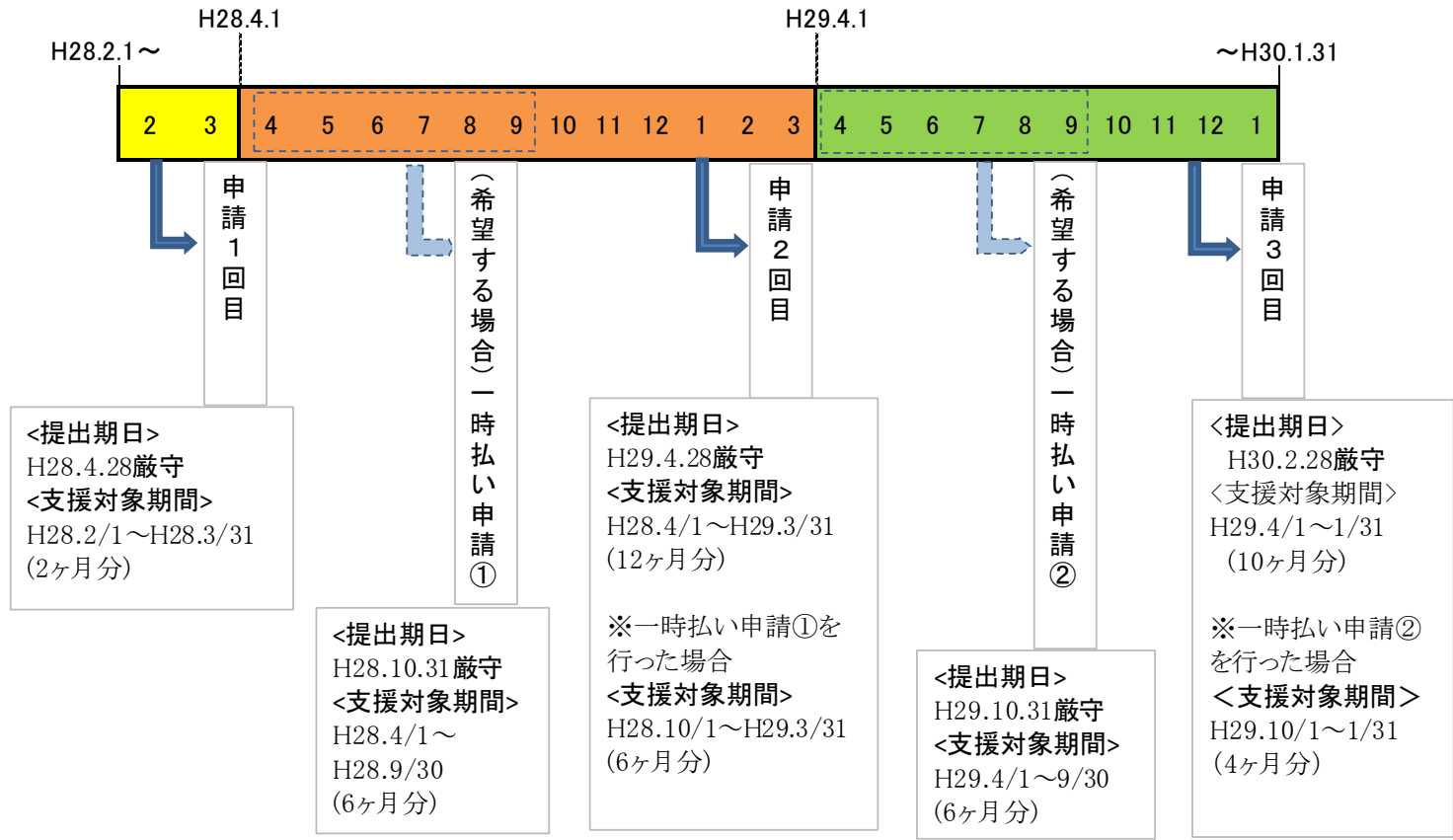
※：指導者研修費は、研修を行った日が「申請する研修期間」に属する申請回に助成金申請をしてください。

上記の申請に加えて、希望する場合は以下の支払い申請をすることができます。

	助成金申請書提出期日	申請可能な研修期間	新規就業者に対する研修費	指導者研修費
一時払い申請①	H28.10.31	H28.4.1～H28.9.30 (6ヶ月分)	97千円/月×6ヶ月	「申請可能な研修期間内」 であれば、申請可能
一時払い申請②	H29.10.31	H29.4.1～H29.9.30 (6ヶ月分)	97千円/月×6ヶ月	

一時払いを受けた場合は、次回の助成金申請の際、重複する研修期間を除いた額を申請することになります

# 被災者向け農の雇用事業(平成28年2月研修開始) 助成金申請スケジュール



研修生1人あたり 上限助成額	○ 12ヶ月の上限1,200千円 (新規就業者に対する研修費上限1,164千円、指導者研修費上限36千円)	○ 12ヶ月の上限1,200千円 (新規就業者に対する研修費上限1,164千円、指導者研修費上限36千円)
	○ 新規就業者に対する研修費 月あたり上限額97千円	○ 新規就業者に対する研修費 月あたり上限額97千円
	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1